

岸和田市森林整備計画

計 画 期 間

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 1 2 年 3 月 3 1 日

第 1 回変更 令和 4 年 4 月 1 日

大阪府

岸和田市

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	1
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3

II 森林整備の方法に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	3
(1) 樹種別の立木の標準伐期齢	3
(2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
(3) その他必要な事項	4
2 造林に関する事項	4
(1) 人工造林に関する事項	4
(2) 天然更新に関する事項	5
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	7
(4) 森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準	7
(5) その他必要な事項	7
3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	7
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	7
(2) 保育の作業種別の標準的な方法	8
(3) その他必要な事項	8
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	9
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	9
(2) 木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	11
(3) その他必要な事項	12
5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
(2) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	13
(3) 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	13
(4) 森林経営管理制度の活用に関する事項	13
(5) その他必要な事項	13
6 森林施業の共同化の促進に関する事項	14
(1) 森林施業の共同化の促進に関する方針	14

(2) 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	14
(3) 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	14
(4) その他必要な事項	14
7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	14
(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	14
(2) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	14
(3) 作業路網の整備に関する事項	14
(4) その他必要な事項	15
8 その他必要な事項	16
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	16
(2) 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	16
(3) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	16
III 森林の保護に関する事項	
1 鳥獣害の防止に関する事項	16
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	16
(2) その他必要な事項	16
2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	17
(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	17
(2) 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	17
(3) 林野火災の予防の方法	17
(4) 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	17
(5) その他必要な事項	17
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域	17
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	18
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	18
4 その他必要な事項	18
V その他森林の整備のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成に関する事項	18
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	18
(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	19
2 生活環境の整備に関する事項	19
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	19
4 森林の総合利用の推進に関する事項	19
5 住民参加による森林の整備に関する事項	20
(1) 地域住民参加による取組に関する事項	20
(2) 上下流連携による取組に関する事項	20

(3) その他.....	20
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項.....	20
7 その他必要な事項.....	20

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、大阪府の南部、和泉海岸平野のほぼ中央に位置し、北東部を和泉市・忠岡町南西部を貝塚市、南部を和歌山県に接し、北西部は大阪湾に面している。市域は東西 7.6km 南北 17.3km、その面積は 72.24km² で、海から山にかけて南北方向に長い形状になっている地形は、北から臨海部、平地部、丘陵部、山地部でそれぞれ工業地域、住宅と商業の混在地域、農業地域、森林地域として利用されている。

森林面積は、1,859ha で、総面積の約 26%を占めており、林産物の生産はもとより、国土の保全、水源のかん養、環境保全等の多様な機能を有しており、地域住民はもとより、都市部の府民に対しても、様々な恩恵を与えている。また、和泉葛城山のブナ林や牛滝山にある大威徳寺の寺有林である天然林は貴重な自然環境である。

森林資源の現状を見ると、人工林面積は、森林面積の 65%にあたる 1,208ha あり、府の人工林率の 50%をはるかに上回っている。しかしながら、国内産木材需要の減少等による、木材価格の低迷や他産業への林業従事者の流出による労働者不足、林業経営費の上昇等、林業経営をとりまく情勢は極めて厳しい状況にある。ゆえに、森林の有する公益的機能の高度発揮と優良材の安定生産を図り、地域林業の振興につながる森林整備を進めていくことが、重要な課題となっている。

人工林率が高い大沢、塔原地区においては、森林施業を適当な時期に行えず、森林が荒廃していく傾向にある。また、金剛生駒紀泉国定公園の指定を受けた地区にもあたるので、適正な森林の管理が課題である。

さらに、住宅に近い森林において竹林の侵入及び拡大が見受けられるため、生物相が貧弱化する恐れがある。生物多様性の保全のためにも、竹林の侵入及び拡大を防ぐことも課題である。

以上のことより、森林の適正な保全管理とともに、経営の安定、労働者の確保が当面の重要課題である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

○水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源涵養機能維持増進森林」という。）

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

○土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」という。）

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

○保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「保健機能維持増進森林」という。）

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

○木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」という。）

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、作業道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

○天然記念物の保全機能の維持を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「天然記念物保全機能森林」という。）

国指定天然記念物ブナ林を保護・増殖するため、ブナ林の保護・増殖計画等に基づきブナ林の適切な維持管理を図る。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の４つの目標に向けて指針の内容をふまえたうえで、「岸和田市森林整備実施計画」に基づき森林整備を実施していくこととする。

本地域の森林は、山地災害の防止、水源涵養等重要な役割を果たしており、これらの公益的機能の維持増進を図るため、保安林の整備拡充を行い、その適正な管理並びに施業を実施するとともに、森林資源の保全整備を図る。

なお、必要な森林管理がなされていない放置森林については、対策を重点化する地域を明確化し、森林所有者に対して、施業を集約化し、適切な森林管理が図られるよう重点的な働きかけを行う。

林道、作業道等の林業生産基盤の整備拡充を行うとともに、作業の省力化を図るため、高性能林業機械の導入等を進める。

また、森林の持つ保健休養等の公益的機能の高度発揮とともに、森林に対する関心や理解を深めるため、地域住民及び府民の身近なレクリエーションの場並びに自然環境学習の場として広く利活用されるよう環境整備を推進する。

大沢、塔原地区においては、森林の持つ公益的機能の確保に配慮した路網の整備を行い、木材の生産機能の充実を図るとともに、金剛生駒紀泉国定公園にふさわしい豊かな自然環境を保全し活用していくため、自然に親しむ森林公園、観光林とし、身近なレクリエーションの場として広く利用されるよう、公益的機能と調和した整備を推進する。

スギ、ヒノキの人工林については、優良材生産を目標とし、適正な間伐、保育を行い、森林整備の充実を図る。

森林施業の中核的担い手である森林組合への施業委託を推進し、関係行政機関等との連携を密にし、技術、啓発指導に努めるとともに、森林組合、岸和田市林業活性化協議会等を通して森林所有者への適切な管理の呼びかけ等を行い、地域ぐるみの体制で間伐、保育等の森林整備を推進する。また、生産基盤である林道、作業道の整備を行い、間伐材の搬出コストの低減及び森林施業の効率化を図り、森林の健全な育成を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

林業をとりまく情勢は依然厳しく、特に本市では保有山林が小規模な林家が多数を占め、不在村森林所有者も多いこと等から、山林所有者の林業離れが進んでおり、森林施業は充分に行われていない。今後はさらに森林施業の推進、合理化を図るため、森林施業の集約化による施業の効率化、高性能林業機械の導入、そして林内路網の整備を図り、木材の搬出コストの縮減と木材の安定的な供給体制を整備する。また、森林所有者から森林組合への施業委託・経営管理の委託を進め、施業の共同化を促進していく。

さらに、森林施業の活性化を図るため、保育を中心とする森林資源の質的確保に努め、特に間伐を適正に実行し、優良材の生産を推進する。そして、林道及び作業道のネットワーク化による生産基盤の整備拡充を行い、材の搬出利用の推進を図る。

II 森林整備の方法に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（1）樹種別の立木の標準伐期齢

樹 種					
スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
40 年	45 年	35 年	45 年	10 年	15 年

なお、標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

（2）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方針に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件、樹種や森林の構成等の森林資源の賦存状況、地域の林業技術体系等を勘案して、伐採方法、主伐の時期、伐区の設定方法その他必要な事項を次のように定める。

皆伐は、1箇所当たりの伐採面積の規模や伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図る。択伐は、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行う。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下で実施するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下の①～⑤に留意する。

- ① 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立木条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- ② 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ③ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ④ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案

して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

- ⑤ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- ⑥ 伐採に当たっては、上記①～⑤に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。
また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

- (３) その他必要な事項
特になし。

２ 造林に関する事項

(１) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、多面的機能の発揮の必要性から、植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

①人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を次のように定める。

また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の導入に努めることとする。なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

さらに、定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選定する。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ類、クスギ、コナラ、ケヤキ等

②人工造林の標準的な方法

ア．人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地味等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に１ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等により低コスト造林に努めることとする。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備 考
スギ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
ヒノキ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	

イ. その他人工造林の方法

気象、その他の立地条件、既往の造林方法を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項を次のように定める。

その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。 また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。
植栽の時期	植栽は春先に行うものとする。

③伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽することとする。

また、それ以外の森林及び択伐による伐採に係るものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽することとする。

（2）天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林に

おいて行う。

①天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ）を次のように定める。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

ただし、スギ・ヒノキは択伐に限る。

②天然更新の標準的な方法

ア．天然更新の標準的な方法

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。更新は、周辺の草丈以上の更新樹種の本数が、概ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床等の状況から天然稚樹の発生・育成が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
マツ類、クヌギ、コナラ類等	10,000 本/ha	3	3,000 本/ha

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、地表のかき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について、生育を妨げる雑草木を除去する。
植込み	植込みは天然下種更新の不十分な箇所において行う。なお、植込み樹種は複層林施業に準じて選定するとともに、植込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
芽かき	芽かきは目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して行うものとし、伐採後2～3年以内に優勢なぼう芽を3本程度残すよう芽かきを行う。

イ．その他天然更新の方法

特になし。

③伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図る。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

①植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とする。

②植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

(4) 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

○更新に係る対象樹種

①人工造林の場合

(1)の①による。

②天然更新の場合

(2)の①による。

(5) その他必要な事項

特になし。

3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			
			初回	2回目	3回目	4回目
スギ	密仕立	4,000	16	20	24	
	中仕立	3,000	16	21	31	(40)
ヒノキ	密仕立	4,000	18	23	29	35
	中仕立	3,000	18	23	35	(45)

間伐の標準的な方法	備 考
・間伐の開始時期、繰り返し時期、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項については既往の間伐の方法を勘案して林地ごとに決定する。 ・間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行い、間伐率は本数割合で2～3割程度（初回は3割程度）とする。 ・間伐の標準的な間隔は、標準伐期齢未満の森林は10年、標準伐期齢以上の森林は15年とする。	

（注）間伐を実施すべき標準的な林齢の「初回」は、間伐開始時期の林齢を示す。

（ ）は長伐期大径材生産を目標とした場合。

（2）保育の作業種別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき次のように定める。

なお、時期や回数、作業方法、その他必要な事項については、既往における保育の方法を勘案して林地ごとに決定する。

①下刈り

植栽後、上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜ける時期まで年1～2回行う。実施時期は6月上旬から9月上旬とする。

②つる切り及び除伐

下刈り終了後、3～5年間はつる切り及び除伐を併せて行う。

除伐は、目的樹種の育成が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象とし、発生不良木、被害木等について実施する。なお、この場合急激な環境変化を生じないように配慮するとともに、目的外樹種であっても有用なものは残し育成する。

③枝打ち

林分の樹冠閉鎖後、立木の育成に支障のない程度に行う。実施時期は11月～3月とする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△								
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△							
つる切り	スギ						○	○	○							
	ヒノキ							○	○	○						
除伐	スギ									←	○	→				
	ヒノキ											←	○	→		

（注） △は必要に応じて行う。

（3）その他必要な事項

特になし。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、森林の立地条件、森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し次①及び②のように定める。

①水源涵養機能維持増進森林

ア. 区域の設定

水源涵養保安林やダム集水区域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林等、水源のかん養の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ. 森林施業の方法

伐期の延長を推進する施業及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、適正な森林の立木蓄積を維持しつつ、下層植生や根系の発達を確保するものとし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

森林の伐期齢の下限

区域 (林班)	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クスギ	その他の 広葉樹
7、8の18林小班の一部以外、 9～12、13の5林小班の一部 以外、27、29	50年	55年	45年	55年	20年	25年

②山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

ア. 区域の設定

次のi～iiiの森林など、森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

i 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、山地災害の発生により人命・人家等への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等とする。

ii 快適環境形成機能維持増進森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵、風害、霧害等の影響を緩和する森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等とする。

iii 保健機能維持増進森林

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等の市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等とする。

イ. 森林施業の方法

i 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること。または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することとする。

ii 快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、また、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとする。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。

なお、特定植物群落である和泉葛城山シラキ・ブナ群落及びその周辺区域と、特定植物群落である牛滝シラカシ群落及びその周辺区域においては、施業の方法について、貴重な植生を保全するための考慮を行う。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別・地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を定めるものとする。

アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域 (林班)	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クスギ	その他の 広葉樹
1～6、14～23、23 イ、23 ロ、 24 イ、24 ロ、24 ハ、25～26、28 の54林小班の一部以外、30 ～38	80年	90年	70年	90年	20年	30年

※上記の年数はおおむねの年数を示す。

③天然記念物保全機能森林

ア．区域の設定

金剛生駒紀泉国定公園内の和泉葛城山にあり、国の天然記念物に指定されているブナ林を含む森林とし、別表 1 により定める。

イ．森林施業の方法

原則として、伐採を禁止とする。なお、災害や人の生命、生態系等に影響がある場合は、文化財保護法等関係法令に基づき対応する。また、森林の区域について別表 2 により定める。

(2) 木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

①区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表 1 に定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

②森林施業の方法

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区分		森林の区域（林班単位）	面積（ha）
水源涵養機能維持増進森林		7、8 の 18 林小班の一部以外、9～12、13 の 5 林小班の一部以外、27、29	519
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、 快適環境形成機能維持増進森林、 保健機能維持増進森林	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	2～6、14 の 57～59 林小班の一部以外、15～22、24 ア、24 ハ、25～26、30～36	1057
	快適環境形成機能維持増進森林	該当なし。	該当なし。
	保健機能維持増進森林	1、8 の 18 林小班の一部、13 の 5 林小班の一部、14 の 57～59 林小班の一部、23、	279 (8 の 18 林小班の一

持増進森林		23 イ、23 ロ、24 イ、 28 の 54 林小班の一部以外、 37、38	部、13 の 5 林小班の一 部、14 の 57 ～59 林小班 の一部につ いては、公 簿面積)
天然記念物保全機能森林		28 の 54 林小班の一部	4 (公簿面積)
木材等生産機能維持増進森林		5～7、8 の 18 林小班の一部 以外、9～12、13 の 5 林小 班の一部以外、14 の 57～ 59 林小班の一部以外、16～ 19、26～27、29	977
	木材の生産機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林のうち、特に効 率的な森林施業が可能な森林	該当なし。	該当なし。

【別表 2】

区分	施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能 維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林		7、8 の 18 林小班の一部 以外、9～12、13 の 5 林小 班の一部以外、27、29	519
山地災害防止 ／土壌保全機 能維持増進森 林、快適環境	長伐期施業を推進すべき森林		1～6、14～23、23 イ、23 ロ、 24 イ、24 ロ、24 ハ、 25～26、28 の 54 林小班 の一部以外、30～38	1336
形成機能維持 増進森林、保 健機能維持増 進森林	複 層 林 施 業 を 推 進 す べ き 森 林	複層林施業を推進す べき森林（択伐によ るものを除く）	該当なし。	該当なし。
		択伐による複層林施 業を推進すべき森林	該当なし。	該当なし。
	特定広葉樹の育成を行う森林 施業を推進すべき森林		該当なし。	該当なし。
天然記念物保 全機能森林	原則として伐採を禁止する		28 の 54 林小班の一部	4 (公簿面積)

(3) その他必要な事項

特になし。

5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者で組織する岸和田市林業活性化協議会等を通じて地域の合意形成を図り、森林所有者（不在村を含む）から森林組合等の地域の核となる林業事業体への森林経営の委託を進め、森林施業の集約化と長期の施業受託、森林経営の安定化を推進するものとする。

(2) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）から森林組合等の地域の核となる林業事業体への森林経営の委託と併せて、適切な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を促進し、団地化、集約化による効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、安定的な木材供給体制の整備と森林の適切な管理を推進する。

また、岸和田市林業活性化協議会等の場を通じて、府や関係機関と連携して、森林施業の集約化に取り組む者に対して必要な情報提供や助言等を行う。

(3) 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

地域の実情に応じた適切な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図るとともに、府や大阪府林業労働力確保支援センター等と協力して、従事者に対する林業技術研修や労働安全衛生の確保等を進め、就労条件の改善と新規就労者の育成確保を図る。

また、川上と川中、川下の関係者との関係を強化し、地域材の利用促進を通じた流域林業の活性化を図る。

(4) 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

(5) その他必要な事項

特になし。

6 森林施業の共同化の促進に関する事項

(1) 森林施業の共同化の促進に関する方針

山への関心を高めていただくため、農業まつりや大沢山荘でのイベント等を通じた森林整備の意識啓発を行うとともに、地域対話や林業事業体の所有者向け情報誌等を通して森林組合等の地域の核となる林業事業体への施業委託を進める。

(2) 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合等の地域の核となる林業事業体が、地域の森林資源や路網の整備状況、又は地域の地形や地質に応じた最適な路網整備や林業機械の導入計画等に基づく施業プラン等を所有者毎に作成し、所有者の了解を得るとともに地域の合意形成を図りながら推進する。

(3) 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

地域の合意形成の基に、森林組合が作業道や土場、作業場等の設置、並びに維持管理に努めることとする。

(4) その他必要な事項

特になし。

7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ～15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地(15° ～30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地(30° ～35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	15 以上	15 以上
急峻地(35° ～)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

(2) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

(3) 作業路網の整備に関する事項

①基幹路網に関する事項

i 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の作設にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日 22 林整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、大阪府が定める林業専用道作設指針に則り開設するものとする。

ii 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (林班等)	路線名	延長(km) 及び 箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道	林道	5	東風谷	0.8	62		I	
拡張	自動車道	林道	17	シガ谷	2.7	83		II	
拡張	自動車道	林道	28	本谷	6	130		III	
拡張	自動車道	林道	38	神於山	0.2	64		IV	
拡張	自動車道	林道	18	塔原	1.9	70		V	
拡張	自動車道	林道	10、11	牛滝	7.1	506	○	VI	
計					18.7	915			

②細部路網の整備に関する事項

i 細部路網の作設に係る留意点

細部路網の作設にあたっては、継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本として、大阪府が定める森林作業道作設指針に則り開設するものとする。

ii その他必要な事項

特になし。

③基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理にあたっては、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

（4）その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

施設の種類	位置(林班等)	規模(m ²)	対図番号	備考
山土場	11	200	①	
山土場	6	200	②	
山土場	16	200	③	
山土場	17	200	④	
間伐材出荷	5	500	⑤	
間伐材出荷	25	500	⑥	

8 その他必要な事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

府と協力して、森林組合を地域の森林整備の中核的な担い手として育成する。また、林業後継者については、府や大阪府林業労働力確保支援センターに協力して、新規就労の円滑化や基幹的林業労働者の養成等に努める等、林業従事者の養成、確保を図る。

(2) 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状（参考）	将来
伐倒 ↓ 造材 ↓ 集材 ↓ 搬出 ↓ 運搬	チェーンソー（伐倒・造材） ↓ グラップル（集材） ↓ フォワーダ（搬出） ↓ トラック（運搬）	バックホウ（道開設） ↓ チェーンソー（伐倒） ↓ プロセッサ（造材） ↓ グラップル（集材） ↓ フォワーダ（搬出） ↓ トラック（運搬）

(3) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

間伐材の搬出を進めるため、集材基地としての機能を強化する。また、市内の森林資源や木材産業の実態から見て、広域的な大量流通よりも小ロットでも木材利用を促進していく持続可能な産業としての展望が望まれることから、公共事業における土木資材の供給等の利用促進はもとより、工務店と連携しながら住宅部材への利用など活用可能な分野を開拓していく。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

1 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

①区域の設定

設定なし。

②鳥獣害の防止の方法

該当なし

(2) その他必要な事項

該当なし

2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

①森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るため、特にカシナガキクイムシによるナラ枯れ被害について、森林の巡視による被害の早期発見及び早期駆除等に努め、森林の有する公益的機能の低下を防ぐ。また、森林病虫害のまん延を防ぐため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者等と協力して伐採の促進に関する指導等を行い、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し高齢木や大径木の伐採を進めることで更新を図る。

②その他

府や近隣市町、森林組合で組織する「泉州森林サポート協議会」等において、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るための対策等を協議しておくとともに、森林の巡視や広報等を行い、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減に努める。

(2) 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

鳥獣による森林被害を軽減するため、個体数の調整、放置竹林の手入れによる鳥獣の潜伏エリアの縮減、被害対策について森林所有者への普及啓発等に努めるなど鳥獣による森林被害の軽減を図る。

(3) 林野火災の予防の方法

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する注意喚起を図るとともに、地元消防署や消防団との連携強化と初期消火機材の配置等により林野火災の予防と初期消火に努めるとともに、森林国営保険等への加入拡大に努める。

(4) 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

特になし。

(5) その他必要な事項

①病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

特になし。

②その他

特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（ha）						備考
林班	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	

1	1 林班全区域	17.68	4.9	3.67	2.55	6.56		
8	18 林小班の一部	8.95		8.95				
13	5 林小班の一部	0.15		0.15				
14	57～59 林小班の一部	8.13		8.06		0.07		
23	23 林班全区域	15.72		14.05		1.67		
23 イ	23 イ 林班全区域	14.98		13.39		1.59		
23 ロ	23 ロ 林班全区域	36.21	28.12	8.09				
24 イ	24 イ 林班全区域	25.11	22.38	1.38	1.35			
28	54 林小班の一部以外	68.31	48.02	20.29				
37	37 林班全区域	18.25	7.09	9.86		1.3		
38	38 林班全区域	65.42	45.92	18.12		1.38		

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源かん養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を積極的に実施する。

また、利用者が快適に散策等が行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育施業を積極的に行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護等配慮しつつ、利用者の意向や地域の実情等を踏まえてハイキング道や案内サイン、ベンチ等の整備を行うとともに、施設の適切な管理に努める。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情や利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、利用者の安全確保等に留意する。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意し適切に計画を作成するものとする。

①Ⅱの２の（３）の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
該当なし。

②Ⅱの４の公益的機能別施業森林の施業方法

森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し、本整備計画で定め
た森林の有する公益的機能に応じた適切な施業を行う。

③Ⅱの６の（３）の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの７の（３）
の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託、あるいは共同して森林施業を実施する場合等においては、本整備
計画で定めた方針や方策等に留意し推進する。

④Ⅲの森林の保護に関する事項

本計画で定めた事項に基づき、森林病虫害等被害の未然防止と被害の軽減、被害発生地の防除
対策に努めるとともに、森林の適切な保護を図り、森林が有する公益的機能の高度な発揮を促す
よう措置する。

（２）森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積（ha）
岸和田市	1～38 林班（28 林班の 54 林小班の一部を除く）	1,855

注 必要に応じて、付属資料の市町村森林整備計画概要図に当該区域を図示する。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市の森林は、住民に安らぎとうるおいをもたらすだけでなく、木材やシイタケ、タケノコ等の産
物を生産する等、身近な自然として親しまれるとともに、豊かな資源を育んでいる。このため、森林
の適切な管理と整備に努め、森林が有する諸機能を発揮させるとともに、川上から川中・川下までの
連携体制を構築することにより木材の地産地消を進め、林産業を再興することにより、地域の振興を
図っていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
該当なし	該当なし		該当なし		

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

林業従事者（森林所有者）、地域住民（ボランティア）そして企業と協力することで、公益的機能増進を目標とした森林の整備を行っていく。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

林業従事者とボランティアの交流の機会並びに自然環境学習の場を設けることにより、下流地域住民に対し林業や森林への意識を高める機会をより多く持つようにする。さらには、企業参画の推進を図ることにより、企業と連携して森づくりを行っていく。

(3) その他

該当なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従った施業を行うとともに、国土保全や自然環境の保全等の観点から、森林の適切な管理を行う。